

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成 29 年 11 月 21 日付 [※任期：H30. 2. 28 まで]

人口・社会統計部会（住宅・土地統計調査関係）

専門委員 内 田 奈 芳 美 （埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授）

専門委員 大 江 守 之 （慶應義塾大学名誉教授）